

長野県新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱

(設置)

第1 県内における新型インフルエンザ等対策の円滑な推進を図るため、長野県新型インフルエンザ等対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2 委員会は、新型インフルエンザ等の感染拡大の防止、県民生活・県民経済の維持等総合的な対策について、適正かつ円滑な推進を図るために必要な事項について協議するものとする。

(組織)

第3 委員会は、次の者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他知事が必要と認めた者

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を統括する。

4 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(任期)

第4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第5 委員会に専門事項を調査検討させるため、部会を置くことができる。

2 部会について必要な事項は、委員長が定める。

(会議)

第6 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる

(庶務)

第7 委員会の事務は、危機管理部及び健康福祉部において行う。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附則

1 この要綱は、平成18年 2月 3日から適用する。

2 この要綱の一部改正は、平成20年 4月 1日から適用する。

3 この要綱の一部改正は、平成22年 4月 1日から適用する。

4 この要綱の一部改正は、平成25年 6月24日から適用する。

5 平成25年度に委嘱する委員における第4の規定の適用については、同第4中「2年」とあるのは、「委嘱の日から平成27年3月31日まで」とする。

6 この要綱の一部改正は、平成25年 7月 5日から適用する。